



2024年度
二国間クレジット制度（JCM）等を活用した
低炭素技術普及促進事業/
**低炭素技術による市場創出促進事業
（実証前調査）**

公募説明会資料

公募期間：2024年3月14日（木）～5月8日（水）正午

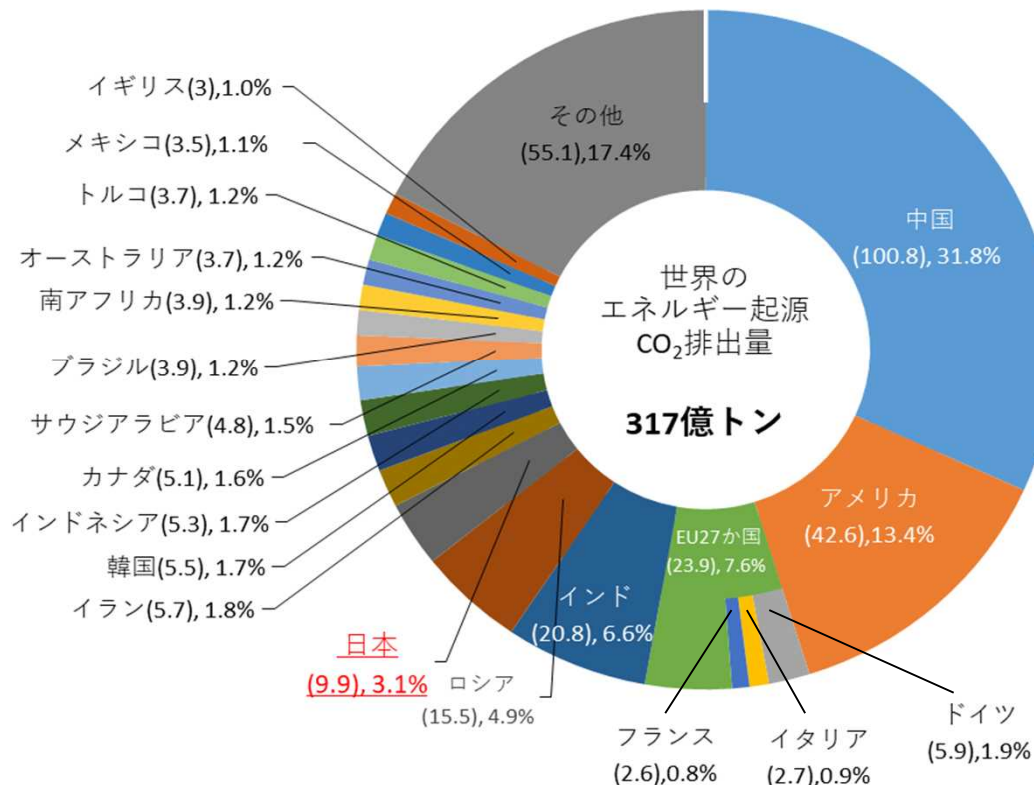
※teamsのマイク、カメラOFFでお願いします。

※質疑の際は挙手機能をご利用ください。

NEDO国際部 地球環境対策推進室

- 日本のエネルギー起源CO₂の排出量シェアは、世界中で**3.1%**（2020年時点）程度
- 大規模なGHG排出削減のためには、**国内対策に加えて、海外での取組が重要**
- 日本のNDC（国が決定する貢献）において、**二国間クレジット制度（JCM）により官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。**

世界のエネルギー起源CO₂排出量（2020年）



「地球温暖化対策計画」から抜粋

- 途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。これにより、**官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする。**
- 我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

出典：地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）

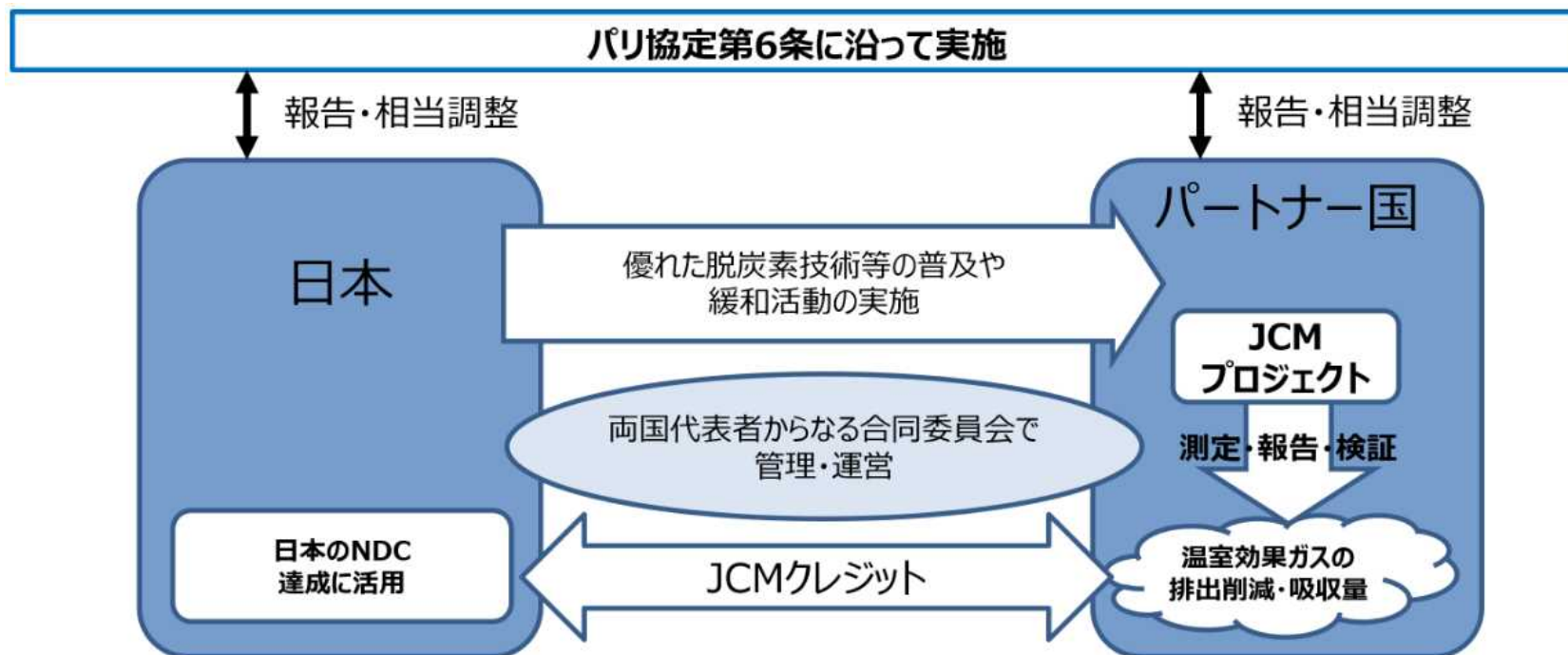
二国間クレジット制度 (JCM)

「二国間クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism: JCM)」

途上国等への優れた脱炭素技術等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用する制度

JCMパートナー国：29カ国（2024年2月現在）

- ▶ モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン、セネガル、チュニジア、アゼルバイジャン、モルドバ、ジョージア、スリランカ、ウズベキスタン、パプアニューギニア、UAE、キルギス、カザフスタン、ウクライナ



事業目的

二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業
（2023-2027）

本事業のねらい（基本計画より）

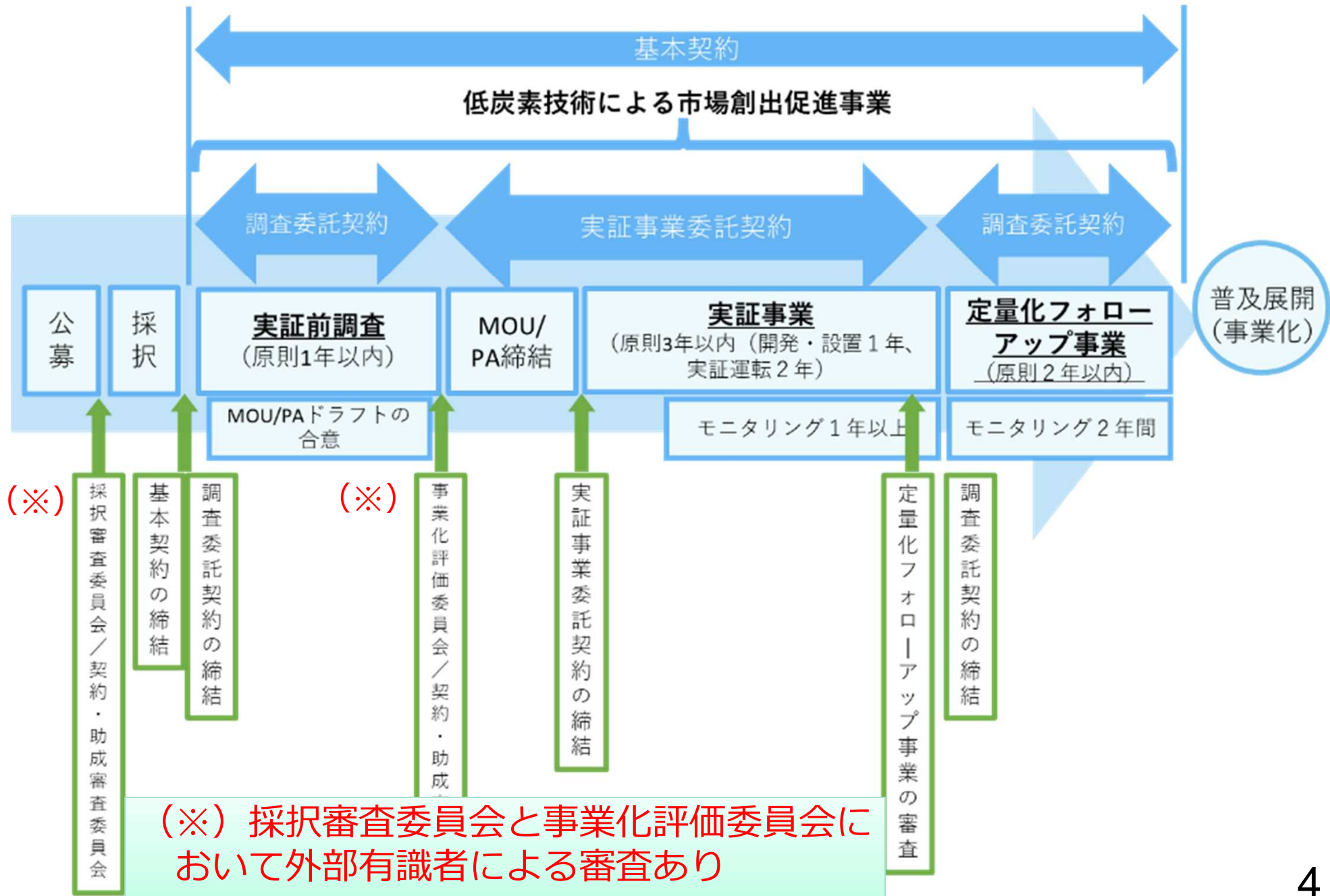
我が国の優れた低炭素技術・システムの普及拡大及び地球規模での温室効果ガス削減を目的として、JCM を活用した海外実証を行い、当該技術・システムによる温室効果ガス排出削減・吸収量を定量化し、我が国のJCMクレジット獲得を目指す。

また、並行して、新たなMRV方法論を開拓し、将来の案件形成を促進するための**方法論開発事業**や、日本政府が推進する民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成をサポートする**定量化支援事業**を行う。

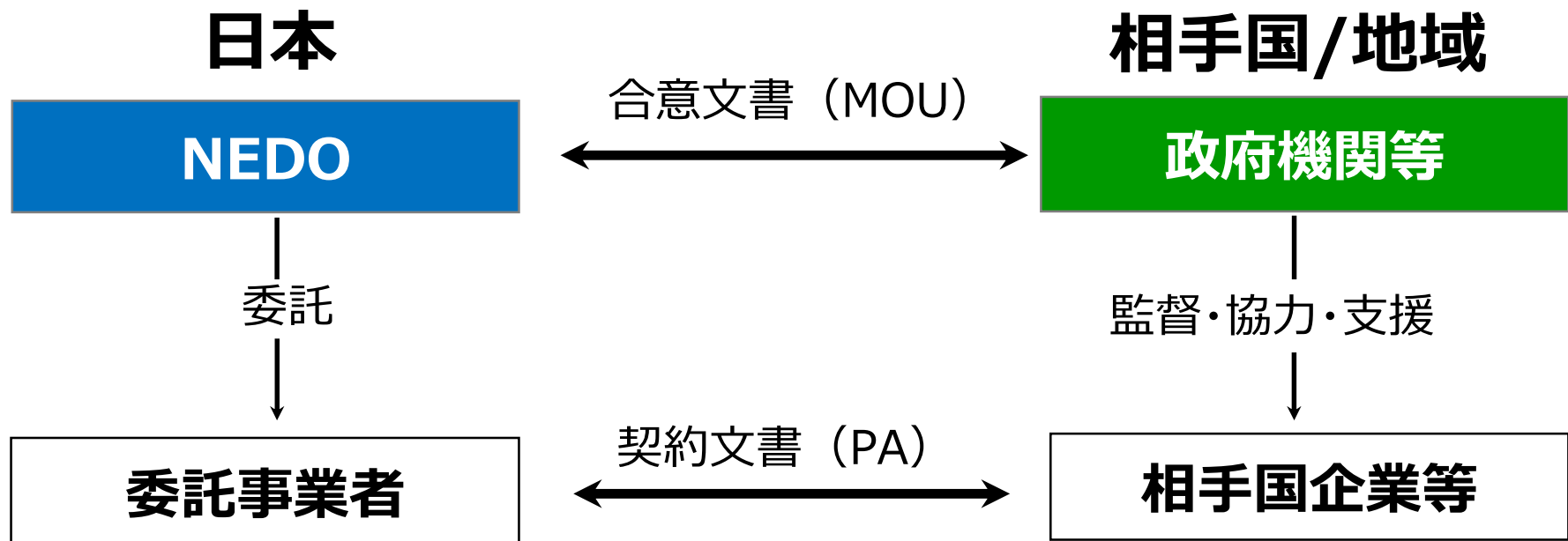
以上をもって、我が国のNDCの達成に貢献するものとする。

の記載が「低炭素技術による市場創出促進事業」を指す。

「低炭素技術による市場創出促進事業」の流れ



- NEDOは、相手国政府機関等と合意文書（仮に「MOU」（Memorandum of Understanding）という。）を締結。主に実証事業の実施及び普及のために必要な相手国政府機関の協力事項を規定。
- 委託事業者は、相手国企業等との間で契約文書（仮に「PA」（Project Agreement）という。）を締結。実証事業の実施に係る詳細や権利義務関係を規定。
- 委託事業者とNEDOの間は、実証事業委託契約約款（特別約款含む）に基づき規定。



●実施形態：委託事業（NEDO負担率100%）

① 実証前調査

- ✓ [概要] 実証事業を実施する上で必要となる実証計画の策定、普及の蓋然性、温室効果ガスの排出削減効果及びその定量化手法（JCM方法論等）等について調査する。また、PAについて、締結先候補から事前の合意を取り付けるとともに、実証概要を必要な相手国組織に説明し、了解を得る。
- ✓ [実施期間] 原則1年以内
- ✓ [実施規模] 原則50百万円以内／1件（税込）

② 実証事業

- ✓ [概要] 実証設備・システムの導入・実証運転を行い、温室効果ガス排出削減効果の定量化、JCM手続き実施によるJCMクレジット獲得に取り組む。
- ✓ [実施期間] 原則3年以内（開発・設置1年、実証運転2年、モニタリング1年以上）
- ✓ [実施規模] 原則1,000百万円以内／1件（税込）

③ 定量化フォローアップ事業

- ✓ [概要] 実証事業終了後、我が国の貢献により着実な温室効果ガス削減効果とクレジット発行が見込まれる案件に対して、定量化とJCM手続き実施によるJCMクレジット獲得の拡大を継続する。また、技術・システムの普及が望める案件に対して、その成果の普及に係る活動を支援する。
（※なお、本事業における実証設備・システムの操業費用はNEDOは負担しません。）
- ✓ [実施期間] 原則2年以内
- ✓ [実施規模] 原則20百万円以内／1件（税込）

各フェーズの対象経費



① 実証前調査 (税込50百万円以内/件)

項目
I. 労務費
1. 研究員費
2. 補助員費
II. その他経費
1. 消耗品費
2. 旅費
3. 外注費
4. 諸経費
III. 間接経費

※詳細は
「調査委託費積算基準」参照

② 実証事業 (税込1,000百万円以内/件)

項目
I. 機械装置等費
1. 土木・建築工事費
2. 機械装置等製作・購入費
3. 保守・改造修理費
II. 労務費
1. 研究員費
2. 補助員費
III. その他経費
1. 消耗品費
2. 旅費
3. 外注費
4. 諸経費
IV. 間接経費

※詳細は
「実証事業委託費積算基準」参照

③ 定量化フォローアップ事業 (税込20百万円以内/件)

項目
I. 労務費
1. 研究員費
2. 補助員費
II. その他経費
1. 消耗品費
2. 旅費
3. 外注費
4. 諸経費
III. 間接経費

※詳細は
「調査委託費積算基準」参照

想定される実証事業は、以下の要件を満たすものとします。

対象国 JCMパートナー国を対象とします。

対象とする技術・システム

①実証する技術・システムは、提案者が有する日本の低炭素技術・システムであり、かつ相手国において当該技術・システムを普及させるための技術的な課題があり、その克服のために実証事業が必要であること。

②エネルギー起源二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。）の排出の抑制に関する事業であること。（例えば、森林由来による二酸化炭素吸収のみに関する事業は対象外）

③地球温暖化対策として、実証事業によって温室効果ガス排出削減効果が定量化し得るものであること。また、実証事業のモニタリング期間で1,000t-CO₂以上のJCMクレジットが発行可能であり、かつ実証事業終了後の普及展開期間で年間10,000t-CO₂以上の排出削減効果が見込まれること。

- ④当該技術・システムの普及戦略が具体的かつ実現可能性の高いものであること。
- ⑤ ①で示された技術課題を克服する有効な手段として、適正な実証計画が作成されていること。
- ⑥ 「国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン」(2024年2月改訂)のリスク管理シートに基づき、リスク管理が適切に行われていること。

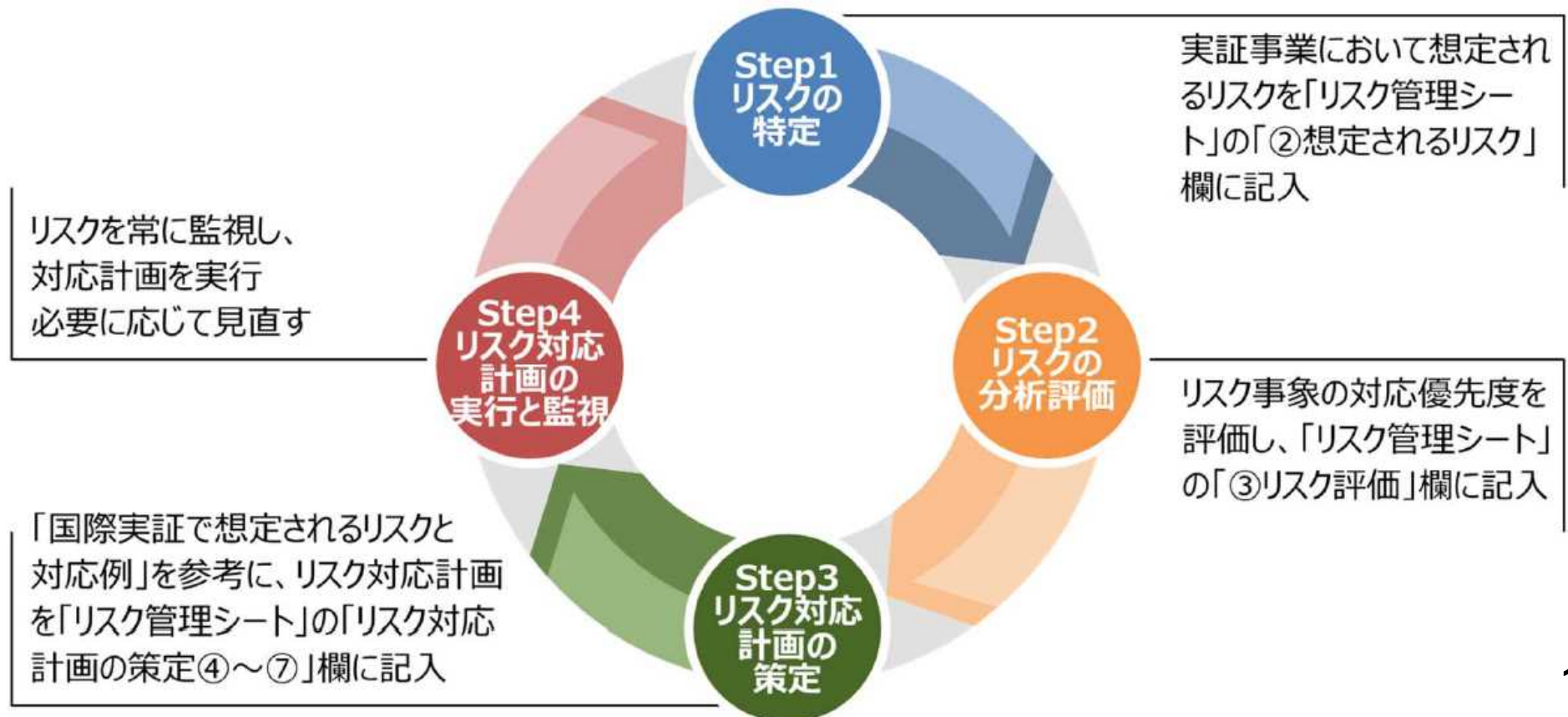
国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン（第8版）

<https://www.nedo.go.jp/content/100972493.pdf>

(参考) 国際実証におけるリスクマネジメント

公募関連資料「国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン」参照

- 国際実証では、外国政府や企業との調整や日本と異なる法律、商慣習、言語・文化等の場所で事業を行うため、国内事業と比べて格段に多くのリスクを抱えており、高度なマネジメント能力が要求される。
- そこで、これまでの国際事業の経験等を基に「**国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン**」を策定し、事業リスクの低減・管理を図っている。

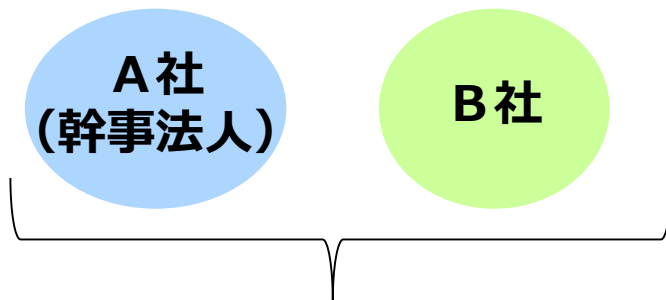


- 応募資格のある法人は、以下の全ての条件を満たす、**単独又は複数で受託を希望する企業等**。
 - 委託事業者からの**再委託は原則不可**。やむを得ず再委託する場合は合理的理由が必要。
- ① 提案技術・システムについての事業実績を有し、かつ、実証事業目標達成及び実証計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
 - ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
 - ③ NEDOがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
 - ④ 日本法人（登記法人）であること。ただし、条件を満たした場合は、日本法人と外国法人との共同提案も取り得るものとします。
 - ⑤ 企業等が単独で応募する場合は、実証事業の技術的課題の克服、当該実証事業の成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
 - ⑥ 複数の企業等が共同して事業に応募する場合は、実証事業の技術課題の克服を担う企業等を必ず共同提案先に含め、本調査の責任者となる幹事法人を定め、各企業等間の責任と役割の分担が明確化されていること。
 - ⑦ NEDO及び経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置等に該当していないこと。

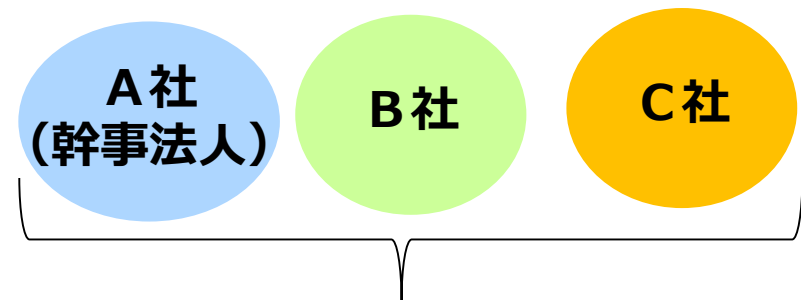
- ①実証前調査、②実証事業、③定量化フォローアップ事業について、すべての日本側の実施体制を提案書に記載してください。
- 実証事業の実施体制は、実証前調査の提案時に提示されたものを原則とします。提案内容の主たる部分について、途中で新たな委託事業者を加えることは認められません。
- 実証事業段階で新たに事業者等を体制に追加することを想定している場合は、その旨を実証前調査の提案書に明記してください。

例

実証前調査
(共同提案)



実証事業
(共同提案)



- 事業の責任者となる幹事法人を定める
- 実証事業の技術課題の克服を担う企業等を必ず共同提案先に含める(単独応募も同様)
- 再委託は原則不可

- 途中で新たな事業者等を(C社)を体制に追加する場合は、実証前調査提案時に提案書に明記
- 提案書に記載がなく、途中で新たな委託事業者を加えることは原則不可

提出書類一覧

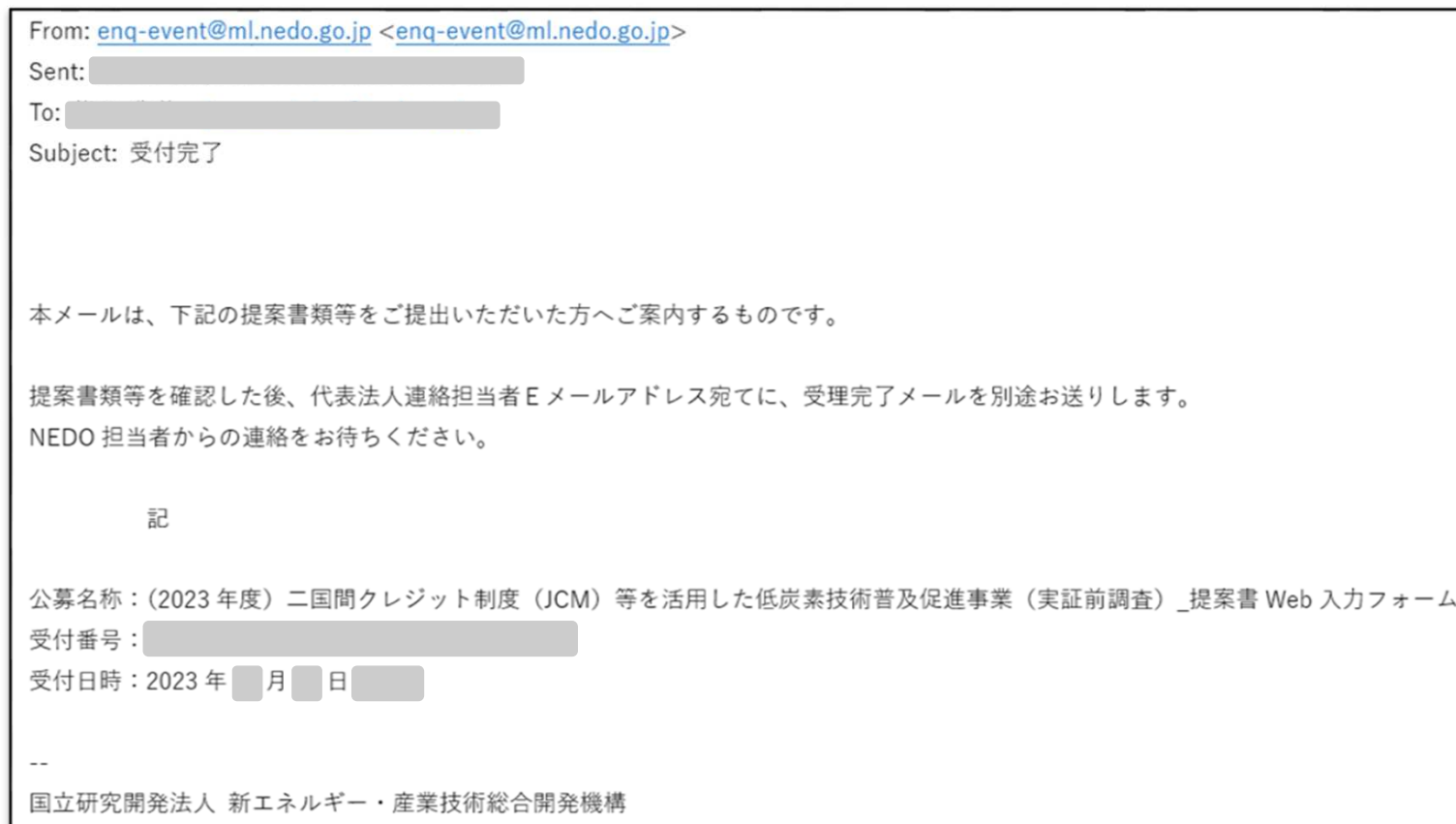
(公募要領P.9及び提案書チェックリスト)



提出書類	提出ファイル形式
提出書類チェックリスト (別添 1)	PDF
提案書要約 (別添 2)	PDF (提案書と統合)
提案書 (別添 3)	PDF (提案書要約と統合)
実証事業積算内訳 (別添 4)	Excel
リスク管理シート (別添 5)	Excel
経済性評価関連資料 (別添 6)	Excel
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況 (別添 7)	PDF
Study Summary (別添 8)	PDF
情報管理体制等の確認票 (別添 9 - 1、9 - 2)	PDF (両ファイルを1つのPDFに統合)
最新の代表者事項証明書の写し (履歴事項証明書、現在事項証明書でも可)	PDF
直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書) の写し	PDF (3年分を1つのPDFに統合)
会社案内 (会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書) (NEDOと過去1年以内に契約がない場合)	PDF (複数ある場合は1つのPDFに統合)
疑義文書 (NEDOから提示した契約書雛形に疑義がある場合)	PDF

※ 「提案書要約 (別添 2)」と「提案書 (別添 3)」を1つのPDFに統合してアップロードしてください。その他のファイルはまとめて1つのZipファイルにしてアップロードしてください。

- 応募サイトにて、提出資料アップロードし、送信ボタンを押した後に、以下のような自動メールが入力いただいたメールアドレスに自動配信されます。
- 以下は、あくまで受付が完了したことを示す通知であり、その後、提出された提案書類をNEDOが**不備等がないことを確認した後に、提案受理のメールを別途お送りします。**
- **応募要件を満たしていないもの又は提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を受理せず、無効とします。**

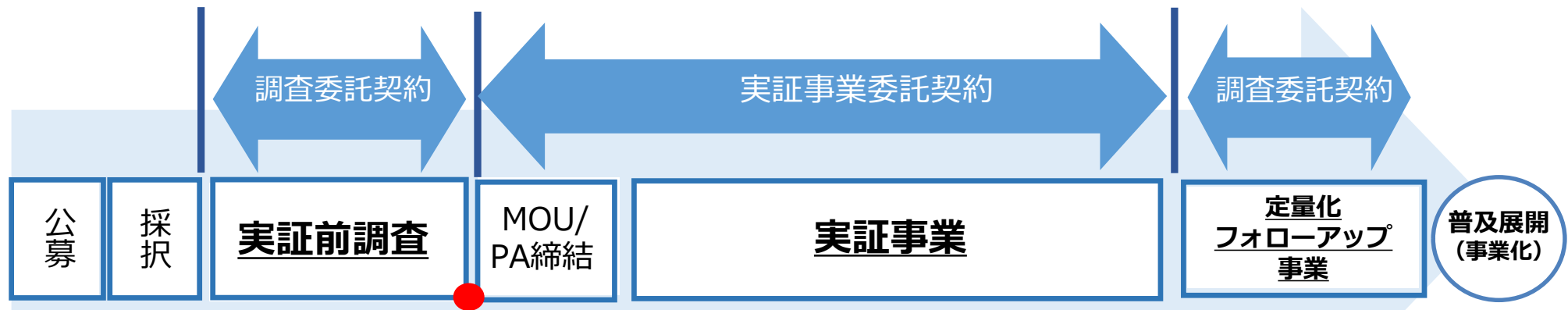




- ①外部有識者による採択審査委員会と②NEDO内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査。
- 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に委託事業者を決定します。
- 必要に応じてヒアリングまたは資料の追加等をお願いする場合があります。
- 特に採択審査委員会では、審査委員の前で発表と質疑応答をお願いする場合があります。
- 委託事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんので、あらかじめ御了承ください。

審査項目
1) 要件審査 ・ 提案内容が公募要領に示された条件に合致していること。 ・ 提出書類に不備がないこと。
2) 実証事業の内容
(1) 実証技術・システムの妥当性
(2) 実証事業の全体計画、スケジュール、相手国の協力体制
(3) 温室効果ガス排出削減効果・削減量の定量化
(4) 提案者の事業遂行能力・実施体制
(5) 波及効果
3) 実証事業の普及可能性
(1) 事業戦略
(2) 事業収益性
4) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

※審査基準の詳細は公募要領でご確認ください。



<事業化評価 審査方法>

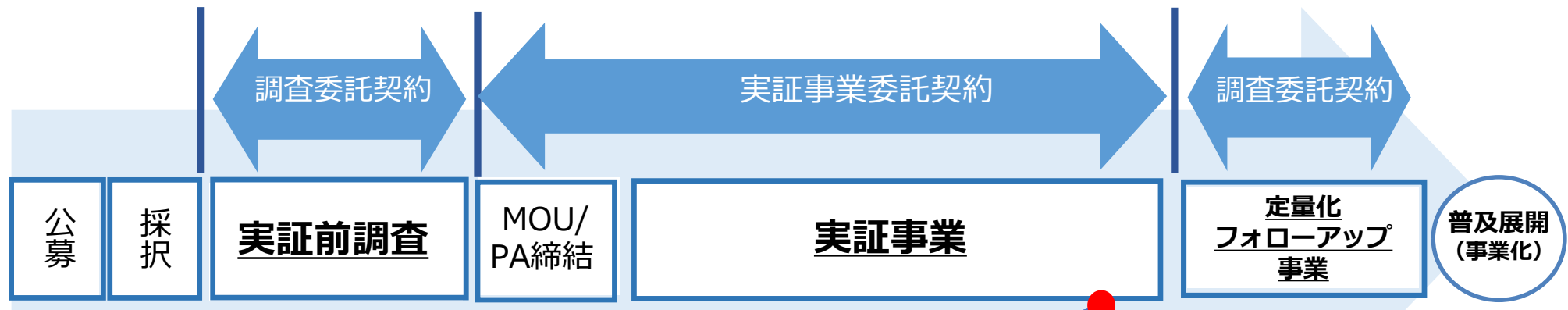
- 実証前調査期間中又は終了後に、事業化評価を実施。
- ①外部有識者による事業化評価委員会と②NEDO内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査。
- 事業化評価で実証事業への移行が妥当と判断された案件のみ、実証事業へ移行。

審査項目
1) 要件審査
2) 実証事業の内容
(1) 公的資金の必要性及び事業手法の適切性
(2) 対象技術の妥当性
(3) 実証事業の成果目標の具体性及び妥当性
(4) 温室効果ガス削減効果・定量化手法等の具体性及び妥当性
(5) 実証事業の全体計画（実証事業計画）の妥当性
(6) 実証事業を実施する上で必要な手続きの網羅性
(7) 実証事業実施中のリスク管理の妥当性
(8) 波及効果
3) 実証事業の普及可能性
(1) 事業戦略
(2) 事業収益性

※審査基準の詳細は公募要領でご確認ください。

※審査基準は今後変更の可能性があります。

変更の場合は、事業化評価前に改めて審査基準を提示します。



<定量化フォローアップ事業 審査方法>

- 実証事業期間中に、定量化フォローアップ事業実施に係る審査をNEDO内で実施。
- 審査でフォローアップ事業への移行が妥当と判断された案件のみ、フォローアップ事業へ移行。

※審査基準の詳細は公募要領でご確認ください。

※審査基準は今後変更の可能性があります。

変更の場合は、実証事業期間中に改めて審査基準を提示します。

(1) 採択までのスケジュール

- 5月8日（水）（正午）：公募締切
- 6月下旬：採択審査委員会（外部有識者による審査）（予定）
- 7月上旬：契約・助成審査委員会（予定）
- 7月中旬：採否決定及び通知、公表（予定）
- 8月ごろ：契約（予定）

(2) 結果の公表

- 採択した案件（実施者名、事業名等）はNEDOのウェブサイトに公表します。
- 不採択の場合は公表しません。

(3) その他

- 採択審査委員の氏名は、採択案件の公開時に公表します。
- 採択に当たって条件を付す場合があります。

（1）基本計画の有効期間

- 2024年3月現在、本事業の基本計画の有効期間は2027年度末までであり、2028年度以降の本事業の実施については政府予算に基づき基本計画が延長されることを条件とします。

（5）NEDOと事業者の役割分担について

- NEDOは、政府予算の適正な執行のために必要な事業の管理、実施方法に係る助言、関連事業の情報提供及び相手国政府等とのMOUの締結等を行います。
- 委託事業者は、事業の具体的な方法、手段、手順（相手国企業との調整及びPAの締結、現地における税制対応及び許認可取得、実証機器の製造・輸送・設置、実証運転並びに普及活動を含む）の検討とその実施を主体的に担っていただきます。

（6）相手国政府機関・相手国企業等とのMOU・PAの締結について

- NEDOと相手国政府機関等との間でMOUを締結し、委託事業者と相手国企業等との間でPAを締結することが、実証事業を開始するための条件となります。どちらか一方が締結できない場合は、たとえ事業化評価で実証事業へ進むことが決まっても、実証事業を開始することはできません。
- NEDOは、相手国政府機関等（締結先候補又は締結先）との協議に最大限努めますが、相手国政府機関等に起因するMOUの締結時期の遅れ若しくは不成立又は合意内容の相手国政府機関等による不履行若しくは不遵守について一切責任を負いませんので御了承ください。
- なお、PA締結は実証事業の実施が決定した後となりますので、外部有識者及びNEDOが行う事業化評価の通過がPAの締結及び実証事業の実施の前提である旨を相手国企業等に理解いただくよう注意してください。また、NEDOが相手国政府機関等と締結するMOUと整合を取るために、修正可能な段階でPA原案をNEDOへ共有していただきます。

（８） 実証事業における機器・システムの発注・製造について

- ・ 委託事業者は、実証事業において機器の発注・製造に取り掛かる前に、事業中止に繋がりにかねないリスクとその対応状況について確認を行い、機器の発注・製造への着手についてNEDOの了解を得る必要があります。（「実証事業委託契約に係る特別約款」参照）

（９） 実証事業で取得する資産の取扱について

- ・ 委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、実証期間中はNEDOに所有権が帰属します。**委託期間終了後は、約款に基づき、NEDOから委託事業者へ有償譲渡されます**が、有償譲渡以外の方法（例：相手国政府等への無償譲渡）を検討する場合は、別途NEDOと協議を行います。

なお、実証終了後に資産を廃棄する場合には、資産の廃棄に係る費用は原則として委託事業者の負担とします。

※無償譲渡ができる機関は、NEDO業務方法書で定められているが、「外国におけるこれらに相当する機関」の解釈については下記表を参照のこと。

業務方法書 第40条第3項第二号：

国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学、私立大学、国公立の研究機関、独立行政法人若しくは一般社団法人、一般財団法人又は外国におけるこれらに相当する機関が、機構の事業に関連する研究開発、実証又は調査を行うとき随意契約による無償譲渡

外国におけるこれらに相当する機関：

	「外国におけるこれらに相当する機関」の国際実証事業における解釈
地方公共団体、国立大学、公立大学、私立大学、国公立の研究機関	外国においてこれらに相当することが明白である機関。
独立行政法人、地方独立行政法人	次の条件を全て満たす機関。 ① 業務の公共性または公益性が高い ② 国または自治体が過半の出資等を行うことで経営への関与を確保している ③ 実施する事業により得た利益を分配することを目的としていない
一般社団法人、一般財団法人	次の条件を全て満たす機関。 ① 実施する事業により利益を得ることを主たる目的としていない ② 実施する事業により得た利益を分配することを目的としていない

（10）JCM制度に係る手続きについて

- JCM制度の一連の手続きについては、日本と対象国の合同委員会が公表する各種規則、ガイドライン類、文書フォーマット等に従い、実施してください。
- 委託事業者は実証事業及び定量化フォローアップ事業の期間中に生じたGHG排出削減量分のクレジットについて、発行申請を行っていただきます。また、事業終了後のプロジェクトについても、可能な限りクレジットの発行申請を行ってください。

（18）重複及び過度な集中の排除

- 国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の内容と判断された場合、また、同一の提案者に配分される補助金、委託費等の全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であると判断された場合、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

(参考) 提出書類の内容・ポイント



提出書類	内容・ポイント
別添1 提出書類チェックリスト	<ul style="list-style-type: none">アップロードする提案書類一覧のチェックリストとして活用
別添2 提案書要約	<ul style="list-style-type: none">提案概要を図表等を用いて簡潔に記載3ページ以内で作成
別添3 提案書	<ul style="list-style-type: none">提案全体について、詳細情報を記載仕様書（ひな形）での各フェーズでの実施項目等も参照しつつ作成所定項目を過不足なく記載
別添4 実証事業積算内訳	<ul style="list-style-type: none">実証前調査、実証事業、定量化フォローアップ事業の積算内訳・年度展開等を記載
別添5 リスク管理シート	<ul style="list-style-type: none">実証事業で想定されるリスクを検討し、その対応案等を記載
別添6 経済性評価関連資料	<ul style="list-style-type: none">提案事業の普及蓋然性等を定性的・定量的に記載
別添7 ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について	<ul style="list-style-type: none">提案会社全体のワーク・ライフ・バランス等の推進状況を記載（証拠書類等も提出）
別添8 Study Summary	<ul style="list-style-type: none">事業名・事業概要等を英語で記載
別添9-1及び9-2 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票	<ul style="list-style-type: none">提案会社全体のNEDO事業遂行上の情報管理体制、過去の契約解除実績有無等を記載

- 本公募の内容・応募書類・手続き等に係るご質問については、本公募資料をご確認いただいた上で、**2024年4月25日（木）**まで下記宛てにご連絡ください。
- ただし、提案内容のご相談や審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

(問い合わせ先)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）

国際部 地球環境対策推進室

担当：水口、塩沢、中尾、平田

TEL：044－520－5185

E-mail：askjcm@ml.nedo.go.jp